

## 「定款」及び「業務規程」の一部改正について（総合取引所関係）（案）

令和2年2月6日

日本投資者保護基金

### 1. 改正の趣旨

我が国の金融・資本市場の活性化や国際競争力の強化を図るため、2014年3月に証券・金融、商品を横断的に一括して取り扱う「総合取引所」の実現に向けた改正金融商品取引法が施行され、2020年7月を目途に東京商品取引所から大阪取引所へ上場商品が移管され、「総合取引所」として統合されることとなった。

上記改正金商法では、「総合取引所」への円滑な移行に資するための方策の一つとして、商品先物取引業者が現在加入している商品委託者保護基金に対し、特定委託者保護基金として認可を与えることにより金商法に規定する投資者保護基金の業務を行えるような手当てがなされた。これにより、商品委託者保護基金の会員であった商品先物取引業者は、当基金と特定委託者保護基金のいずれか一方に加入することが商品関連市場デリバティブ取引を行うための登録要件となった。また、投資者保護基金の業務範囲を有価証券関連業に係る顧客資産に対する補償業務又は商品関連市場デリバティブ取引に係る顧客資産に対する補償業務のいずれかに限定することも可能となった。

ついては、当該法令改正に伴い、当基金と特定委託者保護基金との業務の重複を回避するなど、当基金の定款及び業務規程について所要の整備を図ることとする。

### 2. 「定款」の改正の骨子

#### (1) 目的

- 当基金の目的に、「商品関連市場デリバティブ取引に対する信頼性を維持すること」を加える。 (第2条)

#### (2) 会員資格

- 当基金の会員となることができる者に、商品デリバティブ取引関連業務を行う者を加える。 (第6条第1項)
- 有価証券関連業は行わず商品関連市場デリバティブ取引のみを行う第一種金融商品取引業者のうち特定委託者保護基金の特定会員である者については、当基金の会員となることできないこととする。 (第6条第2項、新設)

#### (3) 業務範囲

- 当基金の会員のうち、特定委託者保護基金の特定会員である者が破綻した場合に行う当基金の業務については、商品関連市場デリバティブ取引に係る顧客資

産に係る業務を除くこととする。

(第 52 条第 2 項、新設)

(4) 特定委託者保護基金との情報共有

- ・ 当基金の会員のうち、特定委託者保護基金の特定会員である会員に関し補償等の業務を行う場合に、特定委託者保護基金と当基金との間で当該会員に関する情報共有を可能とする。(第 55 条第 5 項、第 6 項、新設)

(5) その他

- ・ 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」が施行され、基金の役員等に関する欠格条項の見直しが行われることに伴う定義の見直しを行う。(第 28 条)

### 3. 「業務規程」の改正の骨子

(1) 会員から当基金に対する通知

- ・ 会員が当基金に対して行う通知事項に、商品関連市場デリバティブ取引を休止又は再開したとき及び特定委託者保護基金の特定会員ではなくなったときを加える。(第 5 条第 1 項)

(2) その他

- ・ その他、所要の整備を図ることとする。

### 4. 実施の時期

この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

## パブリックコメントの募集スケジュール等

### 【募集期間及び提出方法】

- ① 募集期間：令和2年2月6日（木）から令和2年2月21日（金）17:00まで（必着）
- ② 提出方法：以下の専用フォームによりご意見等をお寄せください。  
専用フォーム：[http://www.jipf.or.jp/contact/public\\_comment.html](http://www.jipf.or.jp/contact/public_comment.html)

### 【意見の記入要領】

次の事項のご記入のうえ、ご意見をご提出ください。

- ① 氏名
- ② 連絡先（メールアドレス、電話番号）
- ③ 会社名（法人又は団体としてご意見を提出される場合）
- ④ 内容（意見の該当箇所、意見、理由をご記入ください）

○ 本件に関するお問合せ先：日本投資者保護基金 企画業務課（Tel 03-5542-1791）

「定款」の一部改正について（案）

令和2年2月6日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（目 的）</b></p> <p><b>第 2 条</b> 基金は、会員である金融商品取引業者の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において当該金融商品取引業者へ補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うこと等により投資者の保護を図り、もって証券取引又は商品関連市場デリバティブ取引に対する信頼性を維持することを目的とする。</p> <p><b>（会員の資格）</b></p> <p><b>第 6 条</b> <u>第一種金融商品取引業者のうち、有価証券関連業又は商品デリバティブ取引関連業務を行う者は、第 11 条第 1 項の承認を受けて、基金に加入し、会員となることができる。</u></p> <p><b>2</b> <u>前項にかかわらず、商品デリバティブ取引関連業務のみを行う者のうち、金商法附則（平成 24 年 9 月 12 日法律第 86 号）第 4 条に規定する特定委託者保護基金の特定会員である者は、当基金に加入し、会員となることができない。</u></p> <p><b>（会員に対する処分）</b></p> <p><b>第 15 条</b> 会員は、金商法第 43 条、同法第 43 条の 2、<u>同法第 43 条の 2 の 2、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 16 条第 1 項第 14 号に規定する特定有価証券等管理行為を行う会員にあっては同法第 42 条の 4、同法第 4 章の 2 の規定、定款、業務規程その他の規則並びに総会及び理事会の決議事項を遵守しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> （ 現 行 ど お り ）</p>	<p><b>（目 的）</b></p> <p><b>第 2 条</b> 基金は、会員である金融商品取引業者の経営破綻により顧客資産の返還が困難であると認められる場合において当該金融商品取引業者へ補償対象債権を有する一般顧客に対する支払その他の業務を行うこと等により投資者の保護を図り、もって証券取引に対する信頼性を維持することを目的とする。</p> <p><b>（会員の資格）</b></p> <p><b>第 6 条</b> <u>金融商品取引業者（有価証券関連業を行う金融商品取引業者であって、第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に限る。以下同じ。）は、第 11 条第 1 項の承認を受けて、基金に加入し、会員となることができる。</u></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p><b>（会員に対する処分）</b></p> <p><b>第 15 条</b> 会員は、金商法第 43 条、同法第 43 条の 2、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成 5 年大蔵省令第 14 号）第 16 条第 1 項第 14 号に規定する特定有価証券等管理行為を行う会員にあっては同法第 42 条の 4、同法第 4 章の 2 の規定、定款、業務規程その他の規則並びに総会及び理事会の決議事項を遵守しなければならない。</p> <p><b>2</b> （ 省 略 ）</p>

改正案	現行
<p>3 ( 現行どおり )</p> <p><b>(役員の欠格事由)</b></p> <p><b>第 28 条</b> <u>金商法第 79 条の 31 第 1 項第 3 号イ又はロ</u>のいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p><b>(業 務)</b></p> <p><b>第 52 条</b> 基金は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 金商法第 79 条の 56 第 1 項の規定による一般顧客に対する支払</li> <li>2 金商法第 79 条の 59 第 1 項の規定による資金の貸付け</li> <li>3 金商法第 79 条の 60 第 1 項に規定する裁判上又は裁判外の行為</li> <li>4 金商法第 79 条の 61 に規定する顧客資産の迅速な返還に資するための業務</li> <li>5 負担金の徴収及び管理</li> <li>6 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成 8 年法律第 95 号。以下「更生特例法」という。)第 4 章第 5 節、第 5 章第 3 節及び第 6 章第 3 節の規定による顧客表の提出その他これらの規定による業務</li> <li>7 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若しくは保全管理人代理、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成 12 年法律第 129 号)の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務</li> </ol>	<p>3 ( 省 略 )</p> <p><b>(役員の欠格事由)</b></p> <p><b>第 28 条</b> <u>金商法第 29 条の 4 第 1 項第 2 号イからリ</u>までのいずれかに該当する者は、役員となることができない。</p> <p><b>(業 務)</b></p> <p><b>第 52 条</b> 基金は、第 2 条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>1～10 ( 同 左 )</p>

改 正 案	現 行
8 預金保険法第 126 条の 4 第 3 項に規定する 特別監視代行者の業務	
9 預金保険法第 126 条の 6 第 1 項に規定する 機構代理の業務	
10 前各号に掲げる業務に附帯する業務	
<p><b>2</b> <u>会員が特定委託者保護基金の特定会員である 場合、前項第 1 号から第 6 号に掲げる業務及び これらの業務に附帯する業務の範囲は、金商法 第 79 条の 20 第 3 項第 1 号、第 3 号、第 5 号及 び第 7 号（投資者保護基金に関する命令第 1 条 の 5 第 1 項で定めるものに限る。）に掲げる顧客 資産のみに係る業務に限定するものとする。</u></p>	( 新 設 )
<b>(資料の提出の請求等)</b>	<b>(資料の提出の請求等)</b>
<b>第 55 条</b> ( 現行どおり )	<b>第 55 条</b> ( 省 略 )
<b>2 ～ 4</b> ( 現行どおり )	<b>2 ～ 4</b> ( 省 略 )
<p><b>5</b> <u>基金は、その業務を行うために特に必要があ ると認めるときは、特定委託者保護基金に対し、 特定委託者保護基金の特定会員である会員に関 する資料の交付又は閲覧を要請するものとす る。</u></p>	( 新 設 )
<p><b>6</b> <u>基金は、特定委託者保護基金から要請があっ た場合において、特定委託者保護基金が特定業 務を行うため特に必要があると認めるときは、 特定委託者保護基金に対し、特定委託者保護基 金の特定会員である会員に関する資料を交付 し、又はこれを閲覧させることができる。</u></p>	( 新 設 )
<b>(投資者保護資金)</b>	<b>(投資者保護資金)</b>
<p><b>第 58 条</b> 基金は、第 52 条第 1 項各号に掲げる業 務に要する費用に充てるための資金（以下「投 資者保護資金」という。）を設けるものとする。</p>	<p><b>第 58 条</b> 基金は、第 52 条各号に掲げる業務に要 する費用に充てるための資金（以下「投資者保 護資金」という。）を設けるものとする。</p>
<p><b>2</b> 基金は、第 52 条第 1 項各号に掲げる業務に充 てる場合でなければ、この投資者保護資金を使 用することはできない。</p>	<p><b>2</b> 基金は、第 52 条各号に掲げる業務に充てる場 合でなければ、この投資者保護資金を使用する ことはできない。</p>

改 正 案	現 行
<p><b>(予算及び資金計画等)</b></p> <p><b>第 62 条</b> ( 現行どおり )</p> <p>2 基金は、第 52 条第 1 項各号に掲げる業務に要する費用に充てるための支出をしようとする場合(第 64 条の規定に基づく借入れを含む。)にあっては、当該支出予定金額が、次の各号に掲げる金額の合計額の範囲内である場合に限り、第 19 条の規定にかかわらず、理事会の決議により、当該支出に係る当該事業年度の予算及び資金計画を変更することができる。この場合、当該理事会の決議をもって、総会の承認があったものとみなす。</p> <p>1 ～ 3 ( 現行どおり )</p> <p>3 ( 現行どおり )</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p><b>(借入金)</b></p> <p><b>第 64 条</b> 基金は、第 52 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、業務規程の定めるところにより、800 億円を限度として予算に定める範囲内において、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p><b>(予算及び資金計画等)</b></p> <p><b>第 62 条</b> ( 省 略 )</p> <p>2 基金は、第 52 条各号に掲げる業務に要する費用に充てるための支出をしようとする場合(第 64 条の規定に基づく借入れを含む。)にあっては、当該支出予定金額が、次の各号に掲げる金額の合計額の範囲内である場合に限り、第 19 条の規定にかかわらず、理事会の決議により、当該支出に係る当該事業年度の予算及び資金計画を変更することができる。この場合、当該理事会の決議をもって、総会の承認があったものとみなす。</p> <p>1 ～ 3 ( 省 略 )</p> <p>3 ( 省 略 )</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p><b>(借入金)</b></p> <p><b>第 64 条</b> 基金は、第 52 条第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号に掲げる業務を行うため必要があると認めるときは、業務規程の定めるところにより、800 億円を限度として予算に定める範囲内において、金融庁長官及び財務大臣の認可を受けて、金融機関等から資金の借入れ(借換えを含む。)をすることができる。</p>

「業務規程」の一部改正について（案）

令和2年2月6日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p><b>（通知事項等）</b></p> <p><b>第 5 条</b> 定款第 10 条第 1 項に規定する業務規程で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>1 ～ 4 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>5 <u>有価証券関連業又は商品デリバティブ取引関連業務を休止又は再開したとき。</u></p> <p>6 <u>特定委託者保護基金の特定会員でなくなつたとき。</u></p> <p>7 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>8 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>9 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>（認 定）</b></p> <p><b>第 12 条</b> 基金は、金商法第 79 条の 53 第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定による通知を受けた場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認めるときを除き、当該通知に係る会員（以下「通知会員」という。）につき、当該通知を受けた日から<u>原則として 2 週間以内</u>に、運営審議会（以下「審議会」という）の審議を経て、顧客資産の返還に係る債務の履行が困難であるかどうかの認定を行うものとする。</p> <p>2 （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>（一般顧客に対する支払）</b></p> <p><b>第 16 条</b> （ 現 行 ど お り ）</p> <p>2 基金が前項の当該認定会員による円滑な弁済が困難であると認める場合は、当該認定会員の財産の状況及び顧客資産の分別管理義務（<u>顧客資産が対象商品デリバティブ取引関連取引に係るものである場合には区分管理義務</u>）の履行の</p>	<p><b>（通知事項等）</b></p> <p><b>第 5 条</b> 定款第 10 条第 1 項に規定する業務規程で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>1 ～ 4 （ 省 略 ）</p> <p>5 <u>業務を休止し（有価証券関連業に係るものに限る。）</u>、又は再開したとき。</p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>6 （ 省 略 ）</p> <p>7 （ 省 略 ）</p> <p>8 （ 省 略 ）</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p><b>（認 定）</b></p> <p><b>第 12 条</b> 基金は、金商法第 79 条の 53 第 1 項又は第 3 項から第 5 項までの規定による通知を受けた場合には、投資者の保護に欠けるおそれがないことが明らかであると認めるときを除き、当該通知に係る会員（以下「通知会員」という。）につき、当該通知を受けた日から 2 週間以内に、運営審議会（以下「審議会」という）の審議を経て、顧客資産の返還に係る債務の履行が困難であるかどうかの認定を行うものとする。</p> <p>2 （ 省 略 ）</p> <p><b>（一般顧客に対する支払）</b></p> <p><b>第 16 条</b> （ 省 略 ）</p> <p>2 基金が前項の当該認定会員による円滑な弁済が困難であると認める場合は、当該認定会員の財産の状況及び顧客資産の分別管理義務の履行の状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁</p>



改正案	現 行
<p>状況に照らして、当該債権につき完全な弁済ができないと認められる場合又は当該債権の弁済に著しく日数を要すると認められる場合とする。</p> <p><b>3</b> ( 現行どおり )</p> <p><b>4</b> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>この改正は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>済に著しく日数を要すると認められる場合とする。</p> <p><b>3</b> ( 省 略 )</p> <p><b>4</b> ( 省 略 )</p>